

資格情報のお知らせ・資格確認書の交付について

【国民健康保険における被保険者証の取扱いについて】

◆「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 5 年 6 月 9 日公布され、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、これまでの「被保険者証」が廃止され、被保険者証の新規発行が終了となり、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みへ移行することになりました。

◆令和 6 年 1 2 月 2 日以降、新規の被保険者証の発行は、廃止となりました。

○マイナ保険証を持っている方が新規に国民健康保険へ加入の届け出をした場合や資格情報を変更する場合は、「資格情報のお知らせ」を交付します。

○マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を持っていない方が新規に国民健康保険へ加入の届け出をした場合や資格情報を変更する場合は、「資格確認書」を交付します。

◆令和 7 年 7 月 3 1 日有効期限の被保険者証、資格確認書の年次更新のため、下記のものを送付しました。

○令和 7 年 6 月 2 5 日（水）「資格確認書」を 6,972 通（9,074 件）送付しました。

- ・マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を持っていない方へ「資格確認書」を交付しました。

- ・有効期限：令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 3 1 日

○令和 7 年 6 月 3 0 日（月）「資格情報のお知らせ」を 12,364 通（17,091 件）送付しました。

- ・マイナ保険証を持っている方へ「資格情報のお知らせ」交付しました。

- ・70 歳未満の方は、有効期限：なし

- ・70 歳以上の方は、有効期限：令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 3 1 日